

# 東武会 NEWS

東武会NEWS  
No.1805  
平成18年5月発行

## 今月の「会社法」いよいよスタート！！



～平成18年5月1日より「会社法」が施行されました～

新しい「会社法」により、会社制度について大幅な見直しが行われました。これから会社を設立する場合はもちろん、現存の会社にも影響のある変更が多々行われています。

### ～主な変更点～

#### 株式会社と有限会社を株式会社として統合

「有限会社」制度は廃止され、新規の「有限会社」は設立不可となります。現存の「有限会社」は、そのまま存続することもできまし、「株式会社」に変更することも可能です。

#### 機関設計の柔軟化

株式譲渡制限会社では、取締役会及び監査役の設置が任意となり、取締役を1名のみとすることも可能になりました。

#### 最低資本金制度の撤廃

資本金1円での株式会社設立が可能となりました。

#### 取締役・監査役の任期を延長

株式譲渡制限会社では定款の定めにより取締役・監査役の任期を最大10年まで延長できることとなりました。

#### 会計参与制度の創設

中小企業の計算書類の信頼性を高めるため、会社の機関として「会計参与」を設置することができるようになりました。

#### 合同会社(日本版LLC)の新設

新たな会社形態として「合同会社」が新設されました。「合同会社」では、役員の権限や利益配分を出資持分にかかわらず決定できます。

## 困りごとと無料相談会日程

(随時追加予定)

6月18日(日)	にぎぼっとぶらざ	10:00～17:30
6月24日(土)	志木市民会館パルシティー	9:00～18:00
6月25日(日)	朝霞市根岸台市民センター	9:00～16:30
7月16日(日)	新座市民会館	9:00～16:30
7月22日(土)	富士見市民文化会館	9:00～18:00
8月26日(土)	フォーシーズンズ志木	10:30～18:01

## 「相続・遺言」の勉強会を開催しませんか？

4名様以上のグループに出張します。費用はテキスト代×人数分のみです。詳細は事務局までお問い合わせ下さい。

**東武会**  
**“今月の重点活動”**  
**建設業許可更新**  
**キャンペーン**  
**実施中！**

ただいま、行政書士ネットワーク東武会では、地元地域の建設業者様の許可更新手続きを特別価格にてお受けしております。更新間近の建設業者様、この機会を是非ご利用ください。

## わが街 ～志木市～ いろはどいの大柵

野火止水を引き 又か対岸の宗岡村に引くために 考案された柵(かけひ)。大柵は用水の水を桶に送り出す勢いをつけるために一度水をためておくために使われた。現存のものは明治31年(1898)に造られたもの。



## 専 門 業 務 部 通 信

### <環境業務部>

#### 近年の廃掃法改正点！！

- 廃棄物の適正処理の確保
  - 不正の手段により許可を受けた者を許可取消事由に追加
  - 欠格要件に該当した許可業者・施設設置者について届出の義務付け
  - 許可の欠格要件に暴力団員などによって支配されている個人を追加
- 廃棄物処理施設に係る規制
  - 最終処分場の維持管理積立金制度の対象をすべての許可処分場に拡大
  - 排出事業者責任と原状回復措置
  - マニフェスト制度違反に係る動告に従わない者についての公表・命令措置の導入
  - 産業廃棄物の運搬又は処分を受託した者に対するマニフェスト保存の義務付け
- 罰則
  - 無許可営業・事業範囲変更＝法人への重課(1億円)の創設
  - 無確認輸出・未遂罪・予備罪の創設。5年以下の懲役又は1千万円以下の罰金に引き上げ法人重課(1億円以下の罰金)の導入
  - マニフェスト義務違反＝6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に引き上げ
- その他
  - 事務分担の見直し
  - 補助金制度の見直しに伴う関係法令の改正



### <国際業務部>

#### 入管法「医療」「留学」一部改正

平成18年3月30日、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する省令が公布され、同日から施行されました。その概要は次のとおりです。

- 外国人医師に係る就労制限の撤廃
- 外国人看護師に係る在留期間の延長等
- 特区において講じられていた夜間大学院留学生受け入れ事業の全国実施

先進国では今後人口の減少が予想されていて医療については現場職員の人手不足、大学などにおいては受験者不足・定員不足等、今後課題が増えそうです。



### <陸運業務部>

#### 道交法改正一部施行 駐車違反取締民間委託へ

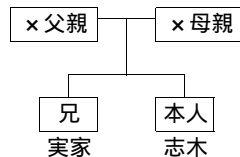
平成16年の改正道路交通法の一部が施行され、6月1日より駐車違反の確認事務が民間委託されます。埼玉県では60人の駐車違反監視員が委託を受けており、警察署からは違反取締重点路線・地域等がガイドラインとして発表されています。

朝霞・新座・東入間警察署管内の重点地域等		
最重点地域	ふじみ野駅周辺	志木駅周辺
	志木駅大通り周辺	
重点地域	北朝霞駅周辺	志木駅北口周辺
	和光市駅周辺	上福岡駅北口周辺
	新座駅周辺	みずほ台駅東口周辺
	朝霞駅周辺	みずほ台駅西口周辺
	鶴瀬駅周辺	

## 今月の「困りごと」 “困りごと無料相談会”より

当会主催の困りごと無料相談会で多い相談例を、統合整理し掲載しております。

**Q** 昨年故郷の母親が亡くなりました。実家は長男が継いでいますが、その長男から「とりあえず様々な名義が母親名義になっていて支障があるので自分の名義にしておくから、実印と印鑑証明を持って来てくれ。」との連絡がありました。私の相続分については名義変更後話し合うとの事なので兄の言う通り持っていこうと思うのですが、何か問題はありますか？ なお、兄弟2人で父親は10年前に他界しています。



**A** お兄様の言う通り、印鑑証明と実印というのは多分に「遺産分割協議書」への署名押印の事を考えているものと推察されます。この書類に相続人が実印にて署名押印すると不動産や預貯金等の名義変更が可能になり、お話からするとお兄様への名義変更が完了する可能性が高いと思われます。一次相続(両親のいずれかが片方に不幸があった段階)で母親に名義変更になった段階では二次相続(親の双方が他界し子の代へ世代変更の段階)の時に兄弟間で話し合う事も考えられますが、二次相続でお兄様に名義変更になり、もしお兄様に子が会った場合お兄様に万一の事があっても、この相談者の方はお兄様の相続人には原則なりません。お兄様との話し合いを先に行い、その後実印・印鑑証明の用意をした方が良いと思われます。

## 行政書士ネットワーク東武会

事務局の  
ご案内

所在地

埼玉県志木市上宗岡1-17-15  
(内藤行政書士事務所内)

TEL/FAX 048(487)2014

ホームページ http://www.toubukai.net  
メール info@toubukai.net

行政書士 内藤 明雄 行政書士 新井 浩  
行政書士 関 智一 行政書士 藤田 浩樹

行政書士は法律に基づく国家資格者です。申請書類・相続関係書類などの権利義務・事実証明に関する書類の作成・相談を行なっています。